株式会社○○定款

第１章総則

（商号）

第１条　当会社は，株式会社○○と称し、英文では○○と表記する。

（目的）

第２条　当会社は，次の事業を営むことを目的とする。

①○○

②○○

③○○

④前各号に附帯または関連する一切の業務

（本店の所在地）

第３条　当会社は，本店を○○県○○市に置く。

（公告の方法）

第４条　当会社の公告は，官報に掲載してする。

第２章株式

（発行可能株式総数）

第５条　当会社の発行可能株式総数は，○○株とする。

（株券の発行）

第６条　当会社の発行する株式については，株券を発行しない。

（株式の譲渡制限）

第７条　当会社の株式を譲渡により取得するには，株主総会の承認を受けなければならない。

（株主名簿記載事項の記載又は記録の請求）

第８条　当会社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには，株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され，若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が当会社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し，共同して請求しなければならない。

２ 前項の規定にかかわらず，利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務省令に定める場合には，株式取得者が単独で株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求することができる。

（質権の登録及び信託財産の表示）

第９条　当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには，当会社所定の書式による請求書に署名又は記名押印したものを提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても，同様とする。

（手数料）

第10条　前２条に定める請求をする場合には，当会社所定の手数料を支払わなければならない。

（基準日）

第11条　当会社は，毎事業年度末日の最終株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主（以下，「基準日株主」という。）をもって，その事業年度に関する定時株主総会において権利行使すべき株主とする。ただし，当該基準日株主の権利を害しない場合には，当会社は，基準日後に，募集株式の発行，合併，株式交換又は吸収分割等により株式を取得した者の全部又は一部を，当該定時株主総会において権利を行使することができる株主と定めることができる。

２ 前項のほか，株主又は登録株式質権者として権利を行使すべき者を確定するため必要があるときは，取締役の決定により，臨時に基準日を定めることができる。ただし，この場合には，その日を２週間前までに公告するものとする。

（株主の住所等の届出）

第12条当会社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は，当会社所定の書式により，その氏名，住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更が生じた場合における，その事項についても同様とする。

第３章株主総会

（招集）

第13条当会社の定時株主総会は，毎事業年度末日の翌日から３か月以内に招集し，臨時総会は，その必要がある場合に随時これを招集する。

２ 株主総会を招集するには，会日より１週間前までに，議決権を行使することができる株主に対して招集通知を発するものとする。

（議長）

第14条株主総会の議長は，代表取締役社長がこれにあたる。代表取締役社長に事故があるときは，あらかじめ代表取締役社長の定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

（決議）

第15条　株主総会の決議は，法令又は定款に別段の定めがある場合のほか，出席した議決権のある株主の議決権の過半数をもって決する。

２ 会社法第３０９条第２項に定める決議は，議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し，出席した当該株主の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行う。

（議決権の代理行使）

第16条　株主又はその法定代理人は，当会社の議決権を有する株主又は親族を代理人として，議決権を行使することができる。ただし，この場合には，総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

第４章取締役

（取締役の員数）

第17条　当会社の取締役は○名以内とする。

（取締役の選任）

第18条　当会社の取締役は，株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し，その議決権の過半数の決議によって選任する。

２ 取締役の選任については，累積投票によらないものとする。

（取締役の任期）

第19条　取締役の任期はその選任後○年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２ 補欠又は増員により選任された取締役の任期は，前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

（代表取締役及び社長）

第20条　取締役を２名以上置く場合には，取締役の互選により，代表取締役１名を定める。２ 代表取締役は，社長とし，当会社を代表する。

３ 当会社の業務は，代表取締役社長が執行する。

（報酬及び退職慰労金）

第21条　取締役の報酬及び退職慰労金はそれぞれ株主総会の決議をもって定める。

第５章計算

（事業年度）

第22条　当会社の事業年度は年１期とし，毎年○月○日から翌年○月○日までとする。

（剰余金の配当）

第23条　剰余金は，毎事業年度末日現在における株主名簿に記載又は記録された

株主又は登録株式質権者に配当する。

（配当金の除斥期間）

第24条　当会社が，剰余金の支払の提供をしてから満３年を経過しても受領されないときは，当会社はその支払の義務を免れるものとする。

第６章附則

（設立に際して出資される財産の価額）

第25条　当会社の設立に際して出資される財産の価額は，金○○万円とする。

（最初の事業年度）

第26条　当会社の最初の事業年度は，当会社成立の日から平成○年○月○日までとする。

（発起人の氏名、住所、割当てを受ける設立時発行株式数等）

第27条　発起人の氏名、住所、発起人が割当てを受ける設立時発行株式の数及びこれと引き換えに払い込む金銭の額は、次のとおりである。

○○県○○市○○一丁目１番１号

○○　○○　　○○株　　金○○万円

○○県○○市○○一丁目１番１号

○○　○○　　○○株　　金○○万円

（法令の準拠）

第28条　この定款に規定のない事項は，全て会社法その他の法令に従う。

以上，株式会社○○の設立のため，この定款を作成し，発起人が次に記名押印する。

平成○年○月○日

○○県○○市○○一丁目１番１号

○○　○○　（実印）

○○県○○市○○一丁目１番１号

○○　○○　（実印）

**会社を設立するなら、実質無料で無料コンサルティングまでついてくるＶ－Ｓｐｉｒｉｔｓグループの「コンサル付き会社設立パック」をご利用ください！
手間、確実性、安心感の面で、ご自分でやるよりずっとお得です。**

**お電話は０３－３９８６－６８６０まで！**